

業庫第65号(例)

2020年9月30日

委託国庫送金事務取扱店

(日本銀行本支店の依頼先) 御中

日本銀行業務局

「委託国庫送金事務取扱手続」等の一部改正に関する件

新型コロナウイルス感染症を巡る状況を受けて、窓口での書面授受の削減を図る観点から、日本銀行本支店宛て報告の一部を原則として電子メールまたはファクシミリによることとし、また「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)の施行^(注)を受け、これらに伴い、下記の諸規程の一部を別紙1および2のとおり改正し、2020年10月1日から実施することとしました。

また、同日より、該当帳票への押印を不要としますので通知します(この点に関する規程整備は追って実施します)。

つきましては、貴店の実務上の準備が整った時点で、報告方法を切り替えていただければと思います(この間の報告につきましても押印は不要です)。送付先など詳細については、統轄店にお問い合わせください。なお、電子メールまたはファクシミリによる送付後の原本の保管や、日本銀行への郵送は不要です。

(注) 公的医療保険の被保険者等記号・番号等について、個人情報保護の観点から、健康保険事業またはこれに関連する事業の遂行等以外の目的で告知を求めることが禁止されることに鑑み、本人確認の際に、コピー等による被保険者等記号・番号等の収集を行わない旨の注意事項を追加するものです(国庫事務における本人確認では、本件改正前から本人確認資料の収集等を行っておりませんので、従来どおり取扱ってください。)

記

1. 「委託国庫送金事務取扱手続」

(昭和56年12月28日付国丙第90号別冊) ……別紙1

2. 「国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）」
（昭和57年11月11日付国丙第66号別添）……………別紙2

以 上

「委託国庫送金事務取扱手続」中一部改正

- 仕向店の事務 仕向 1 2. (4) を横線のとおり改める。

(4) 国庫送金未決済額報告書の作成等

- 毎月末、適宜の受払簿により、国庫送金未決済額報告書を作成^①して取扱店の印を押し、これを翌月第 5 営業日までに日本銀行の本支店に電子メールまたはファクシミリにより送付^②する。ただし、報告対象の金額がすべてゼロである場合には、同報告書の作成を要しない。
 - 仕向店の事務 仕向 1 2. (4) の注意事項 (右ページ) ①中、「用紙寸法 A 5」を「用紙寸法 A 4 または A 5」に改める。
 - 仕向店の事務 仕向 1 2. (4) の注意事項 (右ページ) ①の次に次の②を加える。
 - ② 1. やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、日本銀行の本支店に書面により提出してもよい。
 - 2. 国庫送金未決済額報告書は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。
 - 仕向店の事務 仕向 1 3. (2) イ. (ロ) を横線のとおり改める。
 - (ロ) 国庫金振込不能報告書の作成等
 - 振込不能の通知と国庫金振込明細票等により、国庫金振込不能報告書^②とその写とを作成し、国庫金振込不能報告書に取扱店の印を押し。
 - 国庫金振込不能報告書とその写とを日本銀行の本支店に電子メールまたはファクシミリにより送付^①する。
- 以下略 (不変)
- 仕向店の事務 仕向 1 3. (2) イ. (ロ) の注意事項 (委 6 9 ページ) ① 1. を横線のとおり改める。
 - 1. (注意) 国庫金振込不能報告書の提出もれ、遅延がないようにする。
やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、

日本銀行の本支店に書面により提出してもよい。

国庫金振込不能報告書とその写は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。

なお、振込不能分については、適宜の方法により、その残高を明らかにしておくことよい。

○ 被仕向店の事務 2. (3) の注意事項 (右ページ) ① 1. を横線のとおり改める。

1. 印鑑証明書、運転免許証、旅券 (パスポート)、健康保険証公的医療保険の被保険者証等、個人番号カード、年金手帳、預金通帳等の提示を求める。この場合、提示を受けた本人確認書類が公的医療保険の被保険者証等、個人番号カードまたは年金手帳であるときは、被保険者等記号・番号等、個人番号または基礎年金番号の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

「国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）」中一部改正

○ 2. (5) イ. (ハ) の注意事項（右ページ）②を横線のとおり改める。

②（注意）1. 略（不変）

2. 略（不変）

3. 日本銀行の本支店には、電子メールまたはファクシミリにより送付する。やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、日本銀行の本支店に書面により提出してもよい。

4. 国庫金振込不能報告書とその写は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。